

令和8年度吉岡町補助金等審査委員会公募委員募集要領

下記のとおり、吉岡町補助金等審査委員会の委員を公募します。

1 目的

当審査会の委員を委嘱するにあたり、委員の一部を町民から公募することにより、広く町民の意見を反映し、行政と町民の協働（パートナーシップ）を推進することを目的とする。

2 職務

町長からの諮問に基づき、町が交付する補助金等について、支出の適正化や透明性の確保の観点から公益性の再検討を行い健全な財政運営の推進に資することを目的とし、必要な事項を審査し結果を町長に答申する。

3 募集人員

当審査会の公募による委員の定数は、1人とする。

4 任期

任期は2年とする。

5 報酬

1回の出席につき、4,400円の報酬を支給する。ただし、出務時間が3時間を超えるときは、8,800円とする。

6 会議の開催

会議は、年3回から4回程度の開催を予定する。

7 応募条件

- (1) 地方公務員法第16条の欠格条項に該当しない者
- (2) 当町に住所を有し、昭和32年4月2日から平成19年4月1日までに生まれた者
- (3) 当町の他の審査会等の委員を3つ以上兼務していない者
- (4) 当審査会の委員として既に構成員を推薦している団体に所属していない者

8 応募方法

応募申込書により、郵送、ファクシミリ、電子メール又は持参により応募する。

〒370-3692 吉岡町大字下野田560番地

吉岡町役場 企画財政課 企画室

TEL：0279-26-2241（直通）

FAX：0279-54-8681

メール：kikaku@town.yoshioka.gunma.jp

9 募集期間

令和8年5月7日から6月12日まで（必着）

10 決定の方法

原則、書類選考とする。ただし、必要に応じて面接等を併せて行うことができるものとする。

11 結果の通知

選考結果は、応募者全員に文書で通知するものとする。

12 その他

吉岡町附属機関等の委員の公募に関する要綱に定めるところによる。